

「統一協会」「勝共連合」と明治乳業争議

会社深く関与、指導のもと労組つぶし

反共労務屋と明治労務が強力な癒着
会社介入を「労々対立」に描くペテン

国会やマスコミ界で大きな社会問題となつてゐる反社会的集団（カルト）である統一協会と、その政治部門である勝共連合の全容が明らかになり鋭く糾弾されています。

70年代、資本と対決し真に働く者の側に立つて運動する労働組合を右傾化、壊滅するために暗躍したのが「勝共連合」とその傘下に林立した眉唾な「労務屋」組織でした。日本政治経済研究所、近代労働研究会、三田村労研・・・など財界、自民党などの庇護のもと労組分裂、乗っ取りなどを指導する役割をはたしました。

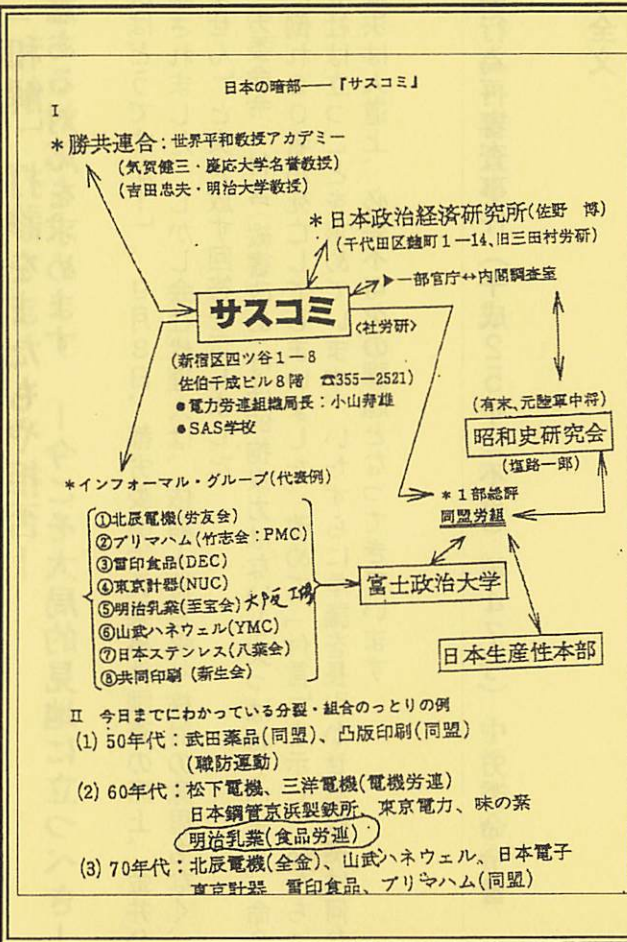
明治乳業は、これらの組織と深く関与し、その指導下に労組（支部）右傾化、闘う組合員への差別・排除、職場分断をマニュアル通りに実践したのです。明治乳業内で熾烈な職場支配が横行した時代と、勝共連合が勢力を増してきた時期が一致しており、いま都労委で争われている差別事件の原型はまさに60〜70年代に始まったのでした。

提出された「黒川陳述書」は「近代労働」誌論文と瓜二つ

現在、都労委で争われている明治乳業事件の残留39事件に「明治乳業」は、いまから30年以上前に市川工場事件で提出した「黒川陳述書」なるものを再度、書証として提出してきました。

ところが、この陳述書の内容は反共労務屋組織・近代労働研究会発行の「近代労働」（昭和43年12月号）誌に載った「明治乳業市川民主化の記録」と酷似、まさに瓜二つの記述であり同じ人物の作成ではないかと疑われる代物なのです。ここで云う「民主化」とは、労働組合つぶしのことを指します。

明治と労務屋との癒着ぶりは東京工場に「極東情報研究所」が、戸田橋工場には「三田村労研」が入り込んでおり、これらの指導により、一気に多くの工場でインフォーマル（労組変質）組織が作られ、労組右傾化の切込み部隊となつたのであり、会社介入は明白です。



明治乳業争議支援共闘会議 (03-5606-5285) 明治乳業争議団 (047-332-5698・FAX兼用)

E-mail : mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp ホームページ 明治乳業争議団=検索



ブログQR

**都労委から「和解」打診をまたもや拒否！
会社には誠意ある対応を求めます ―今こそ大局的見地に立つべき―**

「和解での解決はどうですか!」。9月8日、都労委明治乳業事件調査の席上、金井公益委員から和解が打診されました。しかし会社代理人は、依頼人持ち帰り検討の意思もなく、即座に「明確にありません」と突き放す回答を示しました。

会社は、左記中労委命令・付言(縦書改め)は法的拘束力はないと突っぱねています。命令後、新たに8名が病に倒れ20名が死亡してしまいました。改めて「付言」を示し、私たちは中労委が示す道筋に会社は立つことを求めています。いたずらに争議を長引かせる根拠は何なのでしょう。早期解決は人道上、必要不可欠の課題となってきました。

明治不当労働行為再審査事件 (平成25年 (不再) 第47号) 中労委命令書

第5 付言 全文

本件の労使紛争及びこれに関連する事情等として、次の点を指摘することができる。

昭和40年代において、会社の施策に賛同する当時の職制らが、市川工場事件申立人らや本件申立人らに対し、同人らの信条や組合活動を理由とする誹謗中傷と評価されるのもやむを得ない活動を行っていたことは既に認定しておりである。そして、会社は、信条や組合活動を問うことなく、従業員を公平・公正に取り扱うべき義務を負っていたにもかかわらず、少なくとも会社内で責任ある地位にあった職制らの上記活動を抑制することはなかったという限度においては、非難を免れ得ないところである。また、昭和40年代から昭和50年代初頭における査定の結果とはいえ、市川工場事件申立人ら及び本件申立人らとその他集団との間に職分格差(その帰結としての賃金格差)が存在していたのは紛れもない事実である。さらに、昭和60年に市川工場事件が申し立てられ既に30年余りが経過し、労使紛争が極めて長期化していることに加え、前記第3の9で摘示した39件もの関連する後続事件が都労委に係属するなど労使紛争が深刻化し、この間、市川工場事件申立人ら及び本件申立人らのうち12名が死亡している状況にある。

上記で指摘した事情からすれば、本件の労使紛争による関係当事者の物心両面の損失は大きいものといえ、また、今後も紛争の続くことによる負担やコストの増大も避け難いことは明白といえる。このように長期化し、深刻化した紛争を早期に解決することが当事者双方に強く求められるところであるが、そのためには、当事者双方の互譲による合意をもって紛争の全面的解決を目指すべきことは自明の理である。当委員会は、当事者双方に対し、そのような解決に向けた対応を求めるものであり、殊に会社に対して、より大局的見地に立った判断が強く期待されていることを指摘しておくこととする。